## 山梨県自立支援医療給付事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号以下「法」という) 第5条18項に基づく自立支援医療のうち、同法施行令(平成18年政令第15号) 第1条1項2号で定めるもの(以下「更生医療」という。)の給付に伴う自己負担の 軽減を図るため、補助金を交付するものであり、この交付に関しては、山梨県補助金 等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるほか、この交付要綱の定める ところによるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において受給者とは、法第52条に基づき更生医療の支給認定を受けた者のうち、自立支援医療費支給認定通則実施要綱(平成18年3月3日付け障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自立支援医療費の支給認定について」別紙1)第2の12(以下「中間所得層I」という。)及び13(以下「中間所得層II」という。)で定める所得区分に属し、かつ、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身体障害者手帳のうち、同法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(第5条関係)に基づく障害の級別による4級、5級、6級の交付を受けた者とする。

# (補助対象)

第3条 この補助金は更生医療の給付に伴い、法第58条に基づき受給者が負担することになる自己負担額を本人に代わって市町村が負担した場合、その費用について交付するものである。

#### (補助基準)

- 第4条 補助金額の算出方法は、法第58条に基づき算出した自己負担額のうち次のものとする。
  - (1)中間所得層 I に属する者については一月の自己負担額の内、5千円を超える分
  - (2)中間所得層Ⅱに属する者については一月の自己負担額の内、1万円を超える分
- 2 補助金の額は全額とする。

# (補助金交付申請)

第5条 この補助金の交付は、現年の3月から翌年の2月までに請求のあった額の実績に基づくものとし、交付申請は、様式1により翌年の3月20日までに知事に提出するものとする。

# (関係書類の整備及び保管)

第6条 市町村は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、その状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該年度の事業完了後5年間保管しなければならない。

#### 附則

### (適用日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## (失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を 失う。

## (経過措置)

- 3 失効日以前に行われた診療等に係る医療費については、なお従前の例による。
- 4 市町村長が附則第3項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた医療費(診療等を受けた日から起算して2年を経過する日の前日までに当該市町村長に対しこの補助金に係る助成金の交付の申請があった医療費に限る。)をこの補助金に係る助成金を対象とした場合における当該補助金に係る申請は、平成27年3月31日までに行わなければならない。この場合において、平成26年度の補助金に係る申請に対する第5条の適用については、同条中「翌年の3月20日」とあるのは「平成27年3月31日」とする。

### 附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による規定は、施行日以後の診療分について適用し、施行日前の診療分の 取扱いについては、なお従前の例による。

## 附則

この要綱は、平成25年1月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

山梨県知事

市町村長印

平成 年度山梨県自立支援医療給付事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県補助金等交付規則及び山梨県自立支援医療給付事業費補助 金交付要綱の規定に基づき、次のとおり交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
- (1) 自立支援医療(更生医療)給付台帳写
- (2) 自立支援医療(更生医療)実績報告書